

津和野町国土強靱化地域計画

令和6年5月
津和野町

目次

1. 計画策定の目的.....	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
2. 基本的な考え方.....	2
(1) 想定する災害	2
(2) 基本目標	2
(3) 事前に備えるべき目標	3
3. 脆弱性評価.....	4
(1) 「起きてはならない最悪の事態」の設定	4
(2) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	5
4. 計画の推進.....	16
(1) 施策分野の設定	16
(2) 施設分野ごとの取り組みの推進	16
(3) 計画の進捗管理	20

1. 計画策定の目的

(1) 計画策定の趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定されました。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものです。

津和野町においても、近年、多くの自治体が被害を受けている大型台風や豪雨による風水害、地震災害の発生が危惧されることから、このたび、国や県の動きにあわせ、解決すべき課題を整理し、津和野町の強靱化に資する施策を推進すべく、「津和野町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、本計画は、国の基本計画や「島根県国土強靱化地域計画」との調和を図るものとします。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

2. 基本的な考え方

(1) 想定する災害

本計画における大規模自然災害として想定する災害は、以下のとおりとします。

① 風水害

過去に発生した風水害のうち、最大規模であった以下の災害と同程度の災害を想定する。

1) 平成 25 年山口・島根豪雨災害（平成 25 年 7 月 28 日）

- ・ 日最大 1 時間降水量 91.5 ミリ
- ・ 日最大 3 時間降水量 197.5 ミリ
- ・ 日最大 24 時間降水量 381.0 ミリ

2) 台風第 19 号（平成 3 年 9 月 27 日～28 日）

- ・ 最大瞬間風速 56.5m/s（松江市）
- ・ 最大風速 28.5m/s（松江市）

② 地震

平成 30 年 3 月に島根県が公表した「島根県地震・津波被害想定調査報告書」に基づき、「弥栄断層帯の地震／マグニチュード 7.6／最大震度 6 強」を想定する。

③ 雪害

道路など公共土木施設や山林等に大きな被害が発生し、県内で死者 19 名、津和野町で死者 2 名（雪崩）がでる大きな災害となった、昭和 38 年 1 月から 2 月の豪雪と同程度の災害を想定する。

(2) 基本目標

本計画における「基本目標」は、以下のとおりとします。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 町および地域の重要な機能が致命的な損害を受けず、維持されること。
- ③ 町民の財産および公共施設に係る被害の最小化を図ること。
- ④ 迅速な復旧・復興を図ること。

（３）事前に備えるべき目標

本計画において想定する災害を踏まえた「事前に備えるべき目標」は、以下のとおりとします。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフラインや交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3. 脆弱性評価

(1) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画における「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水等による死傷者の発生
	1-3	土砂災害等による死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止
6. ライフラインや交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク等の長期間にわたる機能停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う住宅密集地の大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	文化財等の歴史文化的資産の喪失

（２）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、以下のとおりです。

1. 直接死を最大限防ぐ
1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 役場庁舎の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- 公共施設（学校、保育園、図書館、公民館、体育館等スポーツ施設、福祉施設、文化施設、観光施設、バスターミナル、指定管理者施設等）の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- 町営住宅の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等について、町民への周知・啓発が必要である。
- 木造住宅耐震診断や診断からの耐震改修補助事業の周知および支援が必要である。
- 避難所等の防災上必要な施設等における防災機能を充実するとともに、耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- 自主防災組織の強化（組織率の向上を含む）や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。
- 町職員および町民への防災に関する教育や訓練、意識啓発が必要である。
- 避難行動要支援者等の適切な情報管理と支援体制の構築が必要である。
- 災害リスクや避難場所、避難経路、避難のタイミング等の防災情報について、防災ハザードマップ等を活用した町民への周知が必要である。
- 避難情報や防災情報の迅速、かつ、的確な情報伝達体制の充実と強化が必要である。

- 大規模かつ複雑化する災害に対する資機材を確保するとともに資機材を使用する人材の育成が必要である。
- 大規模災害に備えた消防団車両等消防資機材や防火水槽等消防施設設備の充実強化、地域の消防活動を担う消防団の団員確保や育成強化が必要である。
- 住宅用火災報知器の設置など火災対策について、町民への周知・啓発が必要である。
- 事業者や店舗、住宅等の密集地において、大規模火災発生時の延焼を防止する必要がある。
- 危険な擁壁やブロック塀等の改修や除却等により通学路や避難路等の安全確保が必要である。
- 津和野町空き家等対策計画に基づく空き家の適正管理等の推進が必要である。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水等による死傷者の発生

- 浸水が想定される地域において、早急な浸水対策が必要である。
- 水門や樋門等の整備や改修、適切な維持管理等が必要である。

【再掲】

- ・ 自主防災組織の強化（組織率の向上を含む）や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。
- ・ 町職員および町民への防災に関する教育や訓練、意識啓発が必要である。
- ・ 避難行動要支援者等の適切な情報管理と支援体制の構築が必要である。
- ・ 災害リスクや避難場所、避難経路、避難のタイミング等の防災情報について、防災ハザードマップ等を活用した町民への周知が必要である。
- ・ 避難情報や防災情報の迅速、かつ、的確な情報伝達体制の充実と強化が必要である。
- ・ 大規模かつ複雑化する災害に対する資機材を確保するとともに資機材を使用する人材の育成が必要である。

1-3 土砂災害等による死傷者の発生

- 土砂災害特別警戒区域の指定の取り組みや山地災害リスクが高い区域における急傾斜地崩壊対策事業、砂防・治山対策事業の推進など土砂災害防止対策の強化が必要である。
- 適正な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の維持・増進が必要である。
- 決壊による被害が想定される重点ため池等において、早急な調査・対策が必要である。

【再掲】

- ・ 自主防災組織の強化（組織率の向上を含む）や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。
- ・ 町職員および町民への防災に関する教育や訓練、意識啓発が必要である。

- ・ 避難行動要支援者等の適切な情報管理と支援体制の構築が必要である。
- ・ 災害リスクや避難場所、避難経路、避難のタイミング等の防災情報について、防災ハザードマップ等を活用した町民への周知が必要である。
- ・ 避難情報や防災情報の迅速、かつ、的確な情報伝達体制の充実と強化が必要である。
- ・ 大規模かつ複雑化する災害に対する資機材を確保するとともに資機材を使用する人材の育成が必要である。

1-4 情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生

- 耐久性に優れ荒天時でも安定する光ケーブル化等通信網の整備および適切な維持管理等が必要である。
- 公衆無線LAN等の整備により、災害時における確実な災害情報等が取得できる環境整備が必要である。
- 外国人のためのわかりやすい防災情報等の周知が必要である。
- 災害時における観光客等の避難誘導等安全確保対策が必要である。
- 保育所や高齢者・障がい者福祉施設等の避難確保計画の策定や避難訓練等を行う必要がある。

【再掲】

- ・ 自主防災組織の強化（組織率の向上を含む）や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。
- ・ 町職員および町民への防災に関する教育や訓練、意識啓発が必要である。
- ・ 避難行動要支援者等の適切な情報管理と支援体制の構築が必要である。
- ・ 災害リスクや避難場所、避難経路、避難のタイミング等の防災情報について、防災ハザードマップ等を活用した町民への周知が必要である。
- ・ 避難情報や防災情報の迅速、かつ、的確な情報伝達体制の充実と強化が必要である。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

- 災害時に必要な物資の量や備蓄量を把握し、計画的に備蓄物資を確保する必要がある。
- 町民に災害への備えの重要性を啓発し、家庭内備蓄の推進を呼びかける必要がある。
- 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- 非常用発電設備等を整備し、非常時における避難所のエネルギー確保が必要である。

- 町道の改良・補修、橋梁の耐震改修、長寿命化等老朽化対策、適切な維持管理等の計画的な実施を行い、町内の道路網を強化する必要がある。
- オペレーターや機械の確保など豪雪の発生に備えた除雪体制の整備が必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【再掲】

- ・ 避難所等の防災上必要な施設等における防災機能を充実するとともに、耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- ・ 災害時に必要な物資の量や備蓄量を把握し、計画的に備蓄物資を確保する必要がある。
- ・ 町民に災害への備えの重要性を啓発し、家庭内備蓄の推進を呼びかける必要がある。
- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- ・ 非常用発電設備等を整備し、非常時における避難所のエネルギー確保が必要である。
- ・ 町道の改良・補修、橋梁の耐震改修、長寿命化等老朽化対策、適切な維持管理等の計画的な実施を行い、町内の道路網を強化する必要がある。
- ・ オペレーターや機械の確保など豪雪の発生に備えた除雪体制の整備が必要である。
- ・ 土砂災害特別警戒区域の指定の取り組みや山地災害リスクが高い区域における急傾斜地崩壊対策事業、砂防・治山対策事業の推進など土砂災害防止対策の強化が必要である。
- ・ 適正な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の維持・増進が必要である。

2-3 救助・救急活動等の遅れと不足

- 災害時における臨時ヘリポート候補地の選定・検討し、消防・防災ヘリポートの整備、老朽化による補修、適切な維持管理等が必要である。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- ・ 非常用発電設備等を整備し、非常時における避難所のエネルギー確保が必要である。
- ・ 町道の改良・補修、橋梁の耐震改修、長寿命化等老朽化対策、適切な維持管理等の計画的な実施を行い、町内の道路網を強化する必要がある。
- ・ オペレーターや機械の確保など豪雪の発生に備えた除雪体制の整備が必要である。
- ・ 大規模かつ複雑化する災害に対する資機材を確保するとともに資機材を使用する人材の育成が必要である。
- ・ 大規模災害に備えた消防団車両等消防資機材や防火水槽等消防施設設備の充実強化、地域の消防活動を担う消防団の団員確保や育成強化が必要である。

- ・ 浸水が想定される地域において、早急な浸水対策が必要である。

2-4 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 県や医療関係機関等と平時から情報を共有、連携強化を図り、災害時における救護活動を円滑に行う体制の構築が必要である。
- 救護に必要となる医薬品や資機材等物資の確保が必要である。
- 保健医療活動チーム等と適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。

【再掲】

- ・ 災害時における臨時ヘリポート候補地を検討・選定し、消防・防災ヘリポートの整備、老朽化による補修、適切な維持管理等が必要である。
- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- ・ 非常用発電設備等を整備し、非常時における避難所のエネルギー確保が必要である。
- ・ 町道の改良・補修、橋梁の耐震改修、長寿命化等老朽化対策、適切な維持管理等の計画的な実施を行い、町内の道路網を強化する必要がある。
- ・ オペレーターや機械の確保など豪雪の発生に備えた除雪体制の整備が必要である。
- ・ 浸水が想定される地域において、早急な浸水対策が必要である。
- ・ 災害時に必要な物資の量や備蓄量を把握し、計画的に備蓄物資を確保する必要がある。
- ・ 町民に災害への備えの重要性を啓発し、家庭内備蓄の推進を呼びかける必要がある。

2-5 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

- 災害時における応急仮設住宅の建設候補地を検討・選定し、県等関係機関と連携して、応急仮設住宅の供給体制を構築する必要がある。
- 感染症対策および要配慮者への対応を踏まえ、避難所における運営体制の整備や施設環境の改善が必要である。
- 外国人住民等に対するコミュニケーション支援が必要である。

【再掲】

- ・ 避難所等の防災上必要な施設等における防災機能を充実するとともに、耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- ・ 非常用発電設備等を整備し、非常時における避難所のエネルギー確保が必要である。

- ・ 公共施設（学校、保育園、図書館、公民館、体育館等スポーツ施設、福祉施設、文化施設、観光施設、バスターミナル、指定管理者施設等）の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- ・ 町営住宅の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 業務継続計画（BCP）を検証し、より有効に活用できるよう見直しを行うとともに、対応にあたる職員が限定的な業務については、復旧体制の確保と優先順位の設定が必要である。
- 住民情報システムのクラウド化など各業務システム停止による業務不全に陥らない対策等の検討が必要である。
- 津和野町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正化を図る必要がある。

【再掲】

- ・ 本庁舎および津和野庁舎の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- ・ 公共施設（学校、保育園、図書館、公民館、体育館等スポーツ施設、福祉施設、文化施設、観光施設、バスターミナル、指定管理者施設等）の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。
- ・ 町営住宅の耐震性の確保や長寿命化等老朽化対策、バリアフリー化、適切な維持管理等が必要である。

4. 必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【再掲】

- ・ 避難情報や防災情報の迅速、かつ、的確な情報伝達体制の充実と強化が必要である。
- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- ・ 耐久性に優れ荒天時でも安定する光ケーブル化等通信網の整備および適切な維持管理等が必要である。
- ・ 公衆無線LAN等の整備により、災害時における確実な災害情報等が取得できる環境整備が必要である。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【再掲】

- ・ 避難情報や防災情報の迅速、かつ、的確な情報伝達体制の充実と強化が必要である。
- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- ・ 耐久性に優れ荒天時でも安定する光ケーブル化等通信網の整備および適切な維持管理等が必要である。
- ・ 公衆無線LAN等の整備により、災害時における確実な災害情報等が取得できる環境整備が必要である。
- ・ 災害時における観光客等の避難誘導等安全確保対策が必要である。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 企業の生産力低下

- 町内事業所等における業務継続計画（BCP）策定の推進が必要である。
- 津和野町商工会や津和野町観光協会等経済団体との連携強化が必要である。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。

5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止

【再掲】

- ・ 町内事業所等における業務継続計画（BCP）策定の推進が必要である。
- ・ 津和野町商工会や津和野町観光協会等経済団体との連携強化が必要である。
- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。

6. ライフラインや交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク等の長期間にわたる機能停止

- 再生可能エネルギーの導入を検討するなどエネルギー供給源の多様化が必要である。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 災害時における上水道の機能確保を図るため、上水道の管路や施設等における耐震性の確保、長寿命化等老朽化対策、適切な維持管理等が必要である。
- 非常用給水袋等の確保や非常用発電機の整備を進め、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進する必要がある。
- 応急復旧用資材の確保に努めるとともに、災害からの早期復旧が可能となるように初動体制の強化を図る必要がある。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道の管路や施設等における耐震性の確保、長寿命化等老朽化対策、停電対策、適切な維持管理等が必要である。
- 災害により下水道施設等が被災した場合でも可能な限り速やかに下水道が果たすべき機能の維持、回復をさせるため業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- 避難経路や通学路の沿線の落石防止対策が必要である。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。
- ・ 町道の改良・補修、橋梁の耐震改修、長寿命化等老朽化対策、適切な維持管理等の計画的な実施を行い、町内の道路網を強化する必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地の大規模火災の発生

【再掲】

- ・ 住宅用火災報知器の設置など火災対策について、町民への周知・啓発が必要である。
- ・ 事業者や店舗、住宅等の密集地において、大規模火災発生時の延焼を防止する必要がある。
- ・ 危険な擁壁やブロック塀等の改修や除却等により通学路や避難路等の安全確保が必要である。
- ・ 津和野町空き家等対策計画に基づく空き家の適正管理等の推進が必要である。

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

【再掲】

- ・ 木造住宅耐震診断や診断からの耐震改修補助事業の周知および支援が必要である。
- ・ 危険な擁壁やブロック塀等の改修や除却等により通学路や避難路等の安全確保が必要である
- ・ 津和野町空き家等対策計画に基づく空き家の適正管理等の推進が必要である。

7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 圃場整備の推進が必要である。
- 農業者の高齢化等に伴う担い手不足の解消により、農地・農村環境の維持・活性化が必要である。

【再掲】

- ・ 決壊による被害が想定される重点ため池等において、早急な調査・対策が必要である。
- ・ 適正な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の維持・増進が必要である。
- ・ 土砂災害特別警戒区域の指定の取り組みや山地災害リスクが高い区域における急傾斜地崩壊対策事業、砂防・治山対策事業の推進など土砂災害防止対策の強化が必要である。

8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理計画を策定し、適切に処理できる体制の構築が必要である。

- 災害廃棄物等のストックヤードをあらかじめ選定、確保しておく必要がある。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時は迅速に災証明書を発行する必要がある、様式の統一化等に伴う要綱の改正や十分な調査員の確保を検討する必要がある。

【再掲】

- ・ 様々な団体との災害協定の締結を促進し、日ごろから十分な連携を図る必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【再掲】

- ・ 自主防災組織の強化（組織率の向上を含む）や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。
- ・ 町職員および町民への防災に関する教育や訓練、意識啓発が必要である。

8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 迅速な災害復旧・復興を図るため、地籍調査事業を推進する必要がある。

【再掲】

- ・ 町道の改良・補修、橋梁の耐震改修、長寿命化等老朽化対策、適切な維持管理等の計画的な実施を行い、町内の道路網を強化する必要がある。

8-5 文化財等の歴史文化的資産の喪失

- 平時における文化財等の適切な維持管理と耐震化を進める必要がある。
- 災害時の被害状況を把握するため、文化財等の記録を整備しておく必要がある。

【再掲】

- ・ 町職員および町民への防災に関する教育や訓練、意識啓発が必要である。
- ・ 大規模かつ複雑化する災害に対する資機材を確保するとともに資機材を使用する人材の育成が必要である。

- ・ 大規模災害に備えた消防団車両等消防資機材や防火水槽等消防施設設備の充実強化、地域の消防活動を担う消防団の団員確保や育成強化が必要である。
- ・ 事業者や店舗、住宅等の密集地において、大規模火災発生時の延焼を防止する必要がある。

4. 計画の推進

(1) 施策分野の設定

本計画において設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果を踏まえ、以下のとおり施策分野を設定し、強靱化の取り組みを推進します。

- ① 行政機能
- ② 住宅・環境・土地利用
- ③ 保健医療・福祉・教育
- ④ エネルギー・ライフライン
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 産業
- ⑧ 防災教育・訓練等

(2) 施設分野ごとの取り組みの推進

施設分野ごとの取り組みの推進は、以下のとおりです。

① 行政機能

①－1 消防・防災活動体制の強化

- ◆ 災害時に必要な物資の必要量や備蓄量を把握し、量や備蓄量を把握し、計画的な物資の備蓄を推進するとともに、平時からの備蓄が困難な物資については、民間企業等との災害協定の締結を促進し、受援体制の強化を図る。
- ◆ 大規模災害を想定したヘリポートの候補地を選定・検討する。
- ◆ 益田広域消防本部と連携し、地域の消防（水防）活動を担う消防団の育成強化を図る。

①－2 行政機能の維持

- ◆ 本庁舎および津和野庁舎の耐震改修工事を実施する。
- ◆ 各業務システム停止による業務不全を防止するため、住民情報システムのクラウド化等を推進する。

- ◆ 業務継続計画（ＢＣＰ）を検証し、より有効に活用できるよう見直しを行うとともに、ＩＣＴ部門など対応にあたる職員が限定的な業務については、業務ごとに個別の業務継続計画（ＢＣＰ）を策定する。

①－３ 防災施設等の整備・建築物の災害予防

- ◆ 避難所等の防災上必要な施設等における防災機能等を把握し、計画的な耐震診断や耐震化、長寿命化、非常用発電設備の設置、空調施設の整備など防災機能の向上を図る。
- ◆ 消防団車両を計画的に更新するとともに、必要に応じて消防団車庫・詰所の維持補修および消防・救助活動資機材の充実を図る。
- ◆ 耐震性防火水槽や消火栓の設置、自然水利の指定など消防水利の充実を図る。
- ◆ 水門や樋門等の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて維持補修等を行う。
- ◆ 公共施設（学校、保育園、図書館、公民館、体育館等スポーツ施設、福祉施設、文化施設、観光施設、バスターミナル、指定管理者施設等）について、適切な維持管理を行うとともに、計画的な耐震診断や耐震化、長寿命化、バリアフリー化の推進を図る。
- ◆ 津和野町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正化を図る。

② 住宅・環境・土地利用

②－１ 災害予防

- ◆ 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、ブロック塀等耐震事業等を推進する。
- ◆ 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等地震への備えについて、周知する。
- ◆ 木造住宅耐震診断や診断からの耐震改修補助事業を周知し、一般建築物の耐震化等の取り組みを支援する。
- ◆ 益田広域消防本部と連携し、住宅用火災報知器や消火器等の設置率の向上に努める。
- ◆ 津和野町空き家等対策計画に基づき、空き家の適正管理等を推進する。
- ◆ 文化財の喪失を防ぐため、文化財保存事業を推進する。

②－２ 応急仮設住宅・被害状況調査等

- ◆ 県等関係機関と連携し、災害時における応急仮設住宅の供給体制を構築する。
- ◆ 迅速にり災証明書の発行を行うため、様式の統一化等に伴う要綱の改正や十分な調査員の確保に努める。

②－３ 生活関連施設の安全化等

- ◆ 下水道の管路や施設等について、適切な維持管理を行うとともに、計画的な耐震化や長寿命化、停電対策等の推進を図る。
- ◆ 災害廃棄物処理計画を策定し、適切に処理できる体制を構築する。
- ◆ 災害廃棄物等のストックヤードを確保する。
- ◆ トイレの改修等、必要に応じて公共施設の衛生環境の改善を図る。

②－４ 土地利用等

- ◆ 迅速な災害復旧・復興を図るため、地籍調査事業を推進する。

③ 保健・医療・福祉・教育

③－１ 災害予防

- ◆ 公共施設（学校、保育園、図書館、公民館、体育館等スポーツ施設、福祉施設、文化施設、観光施設、バスターミナル、指定管理者施設等）について、適切な維持管理を行うとともに、計画的な耐震診断や耐震化、長寿命化、バリアフリー化の推進を図る。
- ◆ 浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の危険区域に立地する福祉・医療施設の避難確保計画の策定や避難訓練等の実施を支援する。

③－２ 保健・医療救護体制の強化

- ◆ 医療救護活動を円滑に行うため、県や医療関係機関等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- ◆ 救護に必要な医薬品や資機材等の必要量や備蓄量を把握し、計画的な物資の備蓄を推進するとともに、平時からの備蓄が困難な物資については、民間企業等との災害協定の締結を促進し、受援体制の強化を図る。
- ◆ 保健医療活動チーム等と適切に連携し、効率的に活動できる体制を構築する。
- ◆ 避難所における感染症対策に応じた運営体制を整備するとともに、必要に応じて避難所施設・設備の環境改善を図る。

③－３ 要支援者等の対策

- ◆ 避難所における要支援者に応じた運営体制を整備するとともに、必要に応じて避難所施設・設備の環境改善を図る。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の作成・更新および個別計画の策定を推進する。
- ◆ 福祉避難所の指定を推進する。

④ エネルギー・ライフライン

④－１ エネルギー対策

- ◆ 再生可能エネルギーの導入の取り組み等を支援する。
- ◆ 非常用発電設備等の整備など避難所におけるエネルギー確保対策を推進する。

④－２ ライフライン施設の安全化等

- ◆ 上水道の管路や施設等について、適切な維持管理を行うとともに、計画的な耐震化や長寿命化の推進を図る。
- ◆ 非常用給水袋等の確保や非常用発電機の整備を進め、生活水の確保と応急給水体制の確保を図る。
- ◆ 応急復旧用資材の確保に努め、災害からの早期復旧が可能となるように初動体制の強化を図る。
- ◆ 災害協定締結団体と日ごろから十分な連携をはかり、相互応援に努める。

⑤ 情報通信

⑤－１ 情報伝達体制の整備

- ◆ 耐久性に優れ荒天時でも安定する光ケーブル化等通信網の整備を図る。
- ◆ 公衆無線LAN等の整備により、災害時における確実な災害情報等が取得できる環境整備を図る。
- ◆ 避難情報や防災情報の迅速、かつ、的確な情報伝達体制を強化するため、防災行政無線やCATVなど、既存の情報伝達手段を有効に活用するとともに、多様な通信手段の確保に努める。
- ◆ 多言語化の推進など外国人のためのわかりやすい防災情報等の周知に努める。

⑥ 交通・物流

⑥－１ 交通施設の安全化等

- ◆ 安全性の高い道路網を整備するため、町道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な道路の改良・補修や橋梁の耐震化・長寿命化などを推進する。
- ◆ 町道の危険箇所を把握し、落石防止等の対策を行う。
- ◆ 土砂災害特別警戒区域の指定の取り組みを推進する。
- ◆ 山地災害リスクが高い区域における急傾斜地崩壊対策事業、砂防・治山対策事業を推進する。

⑥－２ 輸送体制の整備

- ◆ 除雪計画に基づく効率的な除雪対応を行う。
- ◆ 大規模災害を想定したヘリポートの候補地を選定・検討する。

⑦ 産業

⑦ー１ 企業における防災対策

- ◆ 業務継続計画（ＢＣＰ）の必要性を周知するなど、町内事業所等における業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進する。
- ◆ 防災体制の構築に向け、津和野町商工会や津和野町観光協会等経済団体との連携を強化する。

⑦ー２ 農林水産基盤の強化

- ◆ 農地・農村環境の維持・活性化を推進し、農地の荒廃化防止を図る。
- ◆ 圃場整備の推進を図り、農業生産基盤の整備を推進する。
- ◆ 森林の有する多面的機能を維持するため、計画的な森林整備の推進を図る。
- ◆ 安全性に不安のある老朽化したため池について、必要に応じて改修を行うなど、決壊による被害の防止に努める。

⑧ 防災教育・訓練等

⑧ー１ 地域防災力の向上

- ◆ 出前講座の開催や訓練の実施などにより、自主防災組織の強化および自主防災未組織地域の組織化を推進し、地域防災力の向上を図る。
- ◆ 地域防災のリーダーとなる防災士を育成するため、津和野町防災士資格取得助成金制度を周知し、制度の活用を推進する。
- ◆ 防災講演会や防災訓練等を通じて、町職員および町民の防災意識の向上を図る。
- ◆ 防災ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難場所、避難経路、避難のタイミング等の防災情報を周知する。
- ◆ 災害への備えの重要性を啓発し、家庭内備蓄の推進を呼びかける。

（３）計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、各課の横断的な体制のもと、県「国土強靱化基本計画」および「島根県国土強靱化地域計画」と整合性を保ちつつ、施策の進捗状況を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行いながら計画的な取り組みの推進を図ります。